

## 「官民連携の推進に向けた調査・研究及び指針素案策定業務」

### 質問と回答（令和5年6月30日）

No. 1	該当部分	全般
	質問	現段階で想定している官民連携の（主要）テーマはあるか。
	回答	本市の総合計画（札幌市まちづくり戦略ビジョン）や個別計画にある様々な行政課題や地域課題の解決に資するテーマを想定している。

No. 2	該当部分	全般
	質問	再委託に関する条件はあるか。
	回答	<p>受託者が別の第三者に対して委託を行う再委託については、原則認めないが、業務の主要部分以外を業務の性質上特にやむを得ない事情により実施する場合においては、認められる場合がある。</p> <p>この場合、再委託を行う前に理由を付した承諾依頼書を受託者から委託担当部署に提出し、承認を受けること。</p>

No. 3	該当部分	<p>■ 仕様書3-(1)「官民連携の推進に向けた調査・研究業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(カ) 官民連携の推進に向けた庁内会議支援</li> </ul>
	質問	庁内会議の実施時期、タイミングについて現段階で想定はあるか。
	回答	現時点で、庁内会議の実施時期、タイミングは未定である。

No. 4	該当部分	<p>■ 仕様書3-(1)「官民連携の推進に向けた調査・研究業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(エ) その他必要と考えられる事項の調査</li> <li>・(カ) 官民連携の推進に向けた庁内会議支援</li> </ul>
	質問	庁内会議を受けて追加調査を行う予定はあるか。行う

		場合は、仕様書 3 - (1) - (エ) が当該調査に該当するか。
	回答	庁内会議を踏まえ、官民連携の推進に向けて必要な方向性及び取組を検討する上で、必要と判断される調査がある場合には、仕様書 3 - (1) - (エ) のとおり調査を行うことも想定される。

No. 5	該当部分	■ 仕様書 3 - (2) - ウ 「官民連携推進に向けた指針素案作成業務」 実施時期
	質問	一次提出及び二次提出における提出物は、成果物納品時同様の「電子データ及び紙 10 部」となるか。
	回答	お見込みのとおり。ただし、委託者との協議を通じて変更する場合も想定される。

No. 6	該当部分	全般
	質問	7 月 12 日に実施する最終審査において、一部のメンバーがリモート (Zoom 等) で参加することは可能か。
	回答	7 月 12 日 (予定) の最終審査の開始時間や実施手法などについては、企画提案書を提出した事業者に別途期日前に連絡する。 なお、現時点においては、一部参加者のリモートでの参加を可能とすること、又は審査そのものをリモートで実施することを想定している。

No. 7	該当部分	■ 提案説明書 8 - (2) 「企画提案書の作成に係る留意事項」 ・①「作成要領」
	質問	「企画書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、「弊社」若しくは「△△社」、氏名については「□□」等、特定できない表現で記載すること。」とあるが、「会社名」とは、提案者を指すという理解でよいか。提案書中に、ヒアリング対象の候補者を例示する場合や、提案者の過去の実績を紹介する場合に、提案者以外の民間事業者の名称を明記することは可能か。

	回答	<p>お見込みのとおり、「会社名」は提案者を指している。また、ヒアリング対象の候補者を例示する場合や、提案者の過去の実績を紹介する場合には、会社名（提案者）を類推できる表現が入っていなければ、提案者以外の民間事業者の名称を明記することは差し支えない。</p> <p>なお、企画提案書の作成にあたっては、提案説明書8-(2)②「その他注意事項」を十分留意して対応すること。</p>
--	----	---